

(あて先)京都市長



申請期限 令和7年10月31日(金)必着

申請・請求者

氏名	個人番号・生年月日	現住所
フリガナ		
	□大 □昭 □平 □令 □西暦	
	年 月 日	電話 ( ) - ※平日日中に連絡の取れる電話番号を記入してください

受取口座(原則、申請・請求者の口座とします)※長期間入金のない口座を記入しないでください。

【受取口座記入欄】※受取口座をひとつのみ記入のうえ、記入した口座を確認できる書類を添付してください。

金融機関名	支店名	種目	口座番号 ※右詰めでお書きください。	口座名義(カタカナ) ※通帳の表記に合わせてください。
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信連 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 漁協		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄		セイ
金融機関番号	店番号			メイ
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号 ※右詰めでお書きください。	口座名義(カタカナ) ※通帳の表記に合わせてください。	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上または キャッシュカードに記載された記号・番号を御記入ください。	1 0	1	セイ	
			メイ	

誓約・同意事項

●下記の支給要件に該当する場合、これに従い京都市において算定した支給額が支給されます。京都市における算定の結果、0円となった場合には不足額給付金は支給されません。

【支給要件】

- 令和7年度個人住民税の課税市町村が京都市であること
  - ア+イ(合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)ーウ>0となる納税義務者であること
    - ア 所得税分の所要額:3万円×減税対象人数<sup>※1</sup> - 令和6年分所得税額(定額減税前)
      - ※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
    - イ 個人住民税所得割分の所要額:1万円×減税対象人数<sup>※2</sup> - 令和6年度分個人住民税所得割額(定額減税前)
      - ※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
      - (令和6年1月1日時点国外居住者については、個人住民税所得割分の所要額は0円となります。)
    - ウ 調整給付(令和6年実施)所要額
  - 合計所得金額が1,805万円以下であること
  - 令和6年分所得税額(定額減税前)又は令和6年度分個人住民税所得割額(定額減税前)のいずれか一方が0円超であること
  - 令和6年分所得税額(定額減税前)又は令和6年度分個人住民税所得割額(定額減税前)が0円超となる所得があるにもかかわらず、未申告となっていないこと
- 不足額給付の支給要件の該当性等を審査するために必要な、住民基本台帳情報や税情報等の公簿等の確認又は資料の提供を、京都市が他の行政機関等に求めることに同意します。
- 本申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和7年10月31日までに不備が補正されなかった場合は、本給付金が支給されないことに同意します。
- 支給要件に該当しないのに受給した場合や、本給付金の受給後に支給要件を満たさなくなった場合は、本給付金を返還します。
- 提出書類(ウラ面参照)に漏れはありません。  
※調整給付(令和6年実施)や令和6年分所得税に関する書類を意図的に提出しなかった場合は、給付金を返還いただくことがあります。

署名欄 必ず署名してください。 ※記入困難な方は代筆可

上記の誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。また、本申請書の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

※申請者名義の口座以外で代理受給される場合の手続きについては、ウラ面を御覧ください。

事務局使用欄	5	5							
--------	---	---	--	--	--	--	--	--	--

## 提出書類

- 『京都市くらし応援給付金(不足額給付I)申請書兼請求書』(本書類)  
※オモテ面に必要事項を全て御記入ください。
- 『調整給付の案内文書(支給要件確認書、支給のお知らせ等) または 支給決定通知書(コピー)』  
【調整給付(令和6年実施)の対象だった方のみ】  
※「調整給付の金額」「令和6年度住民税所得割額(定額減税前)」「住民税定額減税可能額」の3点分かる資料を御提出ください。  
※「調整給付の金額」が記載された書類がお手元にはない場合は、転入前の自治体に書類の再発行等を依頼してください。また、「令和6年度住民税所得割額(定額減税前)」や「住民税定額減税可能額」の記載がない書類の場合は、「令和6年度住民税の納税通知書または課税証明書(コピー)」を併せて御提出ください。
- 『令和6年度住民税の納税通知書 または 課税証明書(コピー)』  
【調整給付の対象外だった方、令和6年度住民税に変更があった方のみ】  
※課税証明書を提出される場合は、申請日から3か月以内に発行されたものとしてください。  
※所得割額(定額減税前)、扶養親族数が分かるものを御提出ください。
- 『戸籍の附票(日本国籍の方) または ビザ(外国籍の方)(コピー)』  
【令和6年1月1日時点で国外に居住されていた方のみ】  
※令和6年度住民税の対象外であることが分かる以下の書類(申請日から3か月以内に発行されたもの)を提出してください。
  - ・日本国籍の方:戸籍の附票の写し(令和6年1月1日時点の住所が分かるもの)
  - ・外国籍の方:ビザ(査証)の写し(上陸許可日が分かるページ)
- 『令和6年分所得税の確定申告書 または 源泉徴収票の写し(コピー)』  
※確定申告の実施状況に応じて、以下の書類を提出してください。
  - ・確定申告をされた方:確定申告書
  - ・確定申告をされていない方:給与所得又は公的年金等の源泉徴収票(複数の源泉徴収票がある場合は、全て提出してください。)
- 『申請・請求者の本人確認書類(コピー)』  
※申請・請求者の運転免許証(表裏)、マイナンバーカード(表面のみ)、資格確認書又は健康保険証(表裏)、介護保険証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書等いずれか1つのコピーを同封してください。
- 『受取口座を確認できる書類(コピー)』  
※通帳やキャッシュカードなど、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人を確認できる部分(コピー)を添付してください。  
※代理申請・受給の場合を除き、申請・請求者本人名義の銀行口座である必要があります。(代理申請・受給の詳細はホームページを御覧ください。)

※添付書類の不備はありませんか。(添付書類の不備がある場合、給付できません。)